

## 「第 44 回 コーデックス連絡協議会」の概要について

厚生労働省と農林水産省は、平成 22 年 10 月 14 日(木曜日)に、「第 44 回 コーデックス連絡協議会」を中央合同庁舎5号館、第 18,19,20 会議室において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

### 1. 経緯

- (1) 厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は、2010 年 7 月から 9 月にかけて開催された第 33 回総会及び 1 部会の主な検討議題の報告と、2010 年 10 月から 2011 年 2 月にかけて開催される 5 部会の主な検討議題の説明を行い、意見交換を行いました。

### 2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

#### (1) 第 33 回コーデックス総会(CAC)

- ・乳・乳製品部会(CCMMP)の「発酵乳飲料に係る発酵乳規格修正原案」に関して、発酵乳の最小含量を 40%とすることで採択されたことについて、国内の乳酸菌飲料との関係について質問があり、国内の乳酸菌飲料(乳主原)の規格と一致したものである旨説明しました。
- ・分析・サンプリング法部会(CCMAS)で採択された「食品中の特定 DNA 配列及び特定タンパク質の検出、同定、定量のための分析法の性能規準及びバリデーションに関するガイドライン原案」は遺伝子組み換え食品も含むべきである旨強調したのかとの質問に対し、すでに CCMAS で合意されたとおり、脚注にその旨が記載されている旨説明しました。
- ・CCMMP が休会することが CAC で決定されたが、日本は生乳にして 1/3 を輸入しており、この決定は問題ないのかとの質問に対し、今後議論する事項が出てくれば、コーデックスで検討する必要があるので、具体的な事案があれば聞かせていただいで対応したい旨答えました。
- ・「プライベートスタンダードの影響に関する検討」について、途上国への経済的負担の問題だけでなく、規格として活用することの正当性の問題も含めて議論すべきで

はないかと思うが日本政府としてはどう思うかとの質問に対し、今後地域調整部会（アジア地域調整部会（CCASIA）を含む）で詳細に議論される事項である旨回答しました。

#### (2) 第 19 回食品残留動物用医薬品部会（CCRVD）

- ・議題 5 の豚に対するナラシンの最大残留基準値（MRL）について、我が国が MRL 案の採択を支持した理由について質問があり、JECFA のリスク評価に基づき設定されたものであり、現時点における妥当な評価であると判断した旨回答しました。
- ・議題 8 の「ADI の設定及び MRL 提案に係わる現行プロセスに関連して考慮される要因」に関して、①国内の MRL 設定における現行の暴露評価方法について発言した意図、②我が国における MRL 設定において水や空気経由の暴露を 20%としている根拠、③国内の暴露評価方法の変更の予定について質問がありました。これに対し、①我が国における現行の評価方法を説明したものであり、新たな評価手法の議論を進めること自体に反対しているわけではないが、不必要に高い MRL 設定につながらないようにする必要があると考えていること、②国内の暴露評価手法については食品衛生調査会（当時）における審議されたものであること、③科学的に妥当な評価方法であれば将来的に検討の余地はあることを説明しました。

#### (3) 第 4 回抗菌剤耐性に関する特別部会（TFAMR）

- ・議題 4 の「食品由来の抗菌剤耐性に係るリスク分析に関するガイドライン案」について、国際獣疫事務局（OIE）のコード（国際規約）等との整合性が図られるよう作成されたとの説明に対し、OIE コードとコーデックスの関係文書との相違点について質問があり、OIE コードは動物の疾病管理の観点についても触れているため、単純に比較できないが、人の健康保護の観点から関連する必要な要件について整合性を図っている旨説明しました。
- ・抗菌剤耐性の問題は重要な事項として、長年 OIE/FAO/WHO が議論してきたことに鑑み、今次特別部会では、ドキュメントが最終合意に至るよう頑張ってもらいたい旨発言がありました。

#### (4) 第 32 回栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）

- ・議題 3 の「栄養表示ガイドライン付属文書：一般集団を対象としたビタミン及びミネラルの栄養参照量（NRVs）を設定するための一般原則案（ステップ 7）」に関して、NRVs の算出に用いる指標について日本では、食事摂取基準に示されている推定平均必要量（EAR）を用いており、この指標はアメリカの IOM の考え方をベースにしているが、この議題におけるアメリカの様子について質問されたのに対し、前回部会では、IOM での指標設定に関する発言はなかったと記憶している旨説明しました。

- ・議題 4 の「コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量 (NRVs) の追加/改定原案(ステップ 4)」のビタミン、ミネラルの値に対して、日本における NRVs との関連も含め、改めて国内の関係機関での議論や数字のすり合わせる必要性や予定があるのかとの質問がありました。これに対し、提案資料の試算に用いられた FAO/WHO ガイドラインと日本人を対象とした摂取量に関する研究の関係や、日本における NRVs 設定の課題等について説明しました。また、この課題に関連して、NRVs については、日本においては、健康増進法の中で行われているという立場を明らかにしながら対処したほうが良いとのご意見をいただきました。
- ・議題 5 の「必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 9-1987) の改定原案(ステップ 4)」に関して、本来なら添加すること自体不必要かもしれないという根本的な議論が必要ではないかとのご意見をいただきました。
- ・議題 6 の「乳児(6-12 か月齢)及び幼児用の調製補助食品ガイドライン(CAC/GL 8-1991) の改定原案(ステップ 4)」について、日本企業が海外に関連する食品を輸出している可能性もあるので、日本だけでなく各国の使用実態も注視すべきとのご意見をいただきました。
- ・議題 7 の「一般集団を対象とした食事や栄養に関する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量 (NRVs) 原案(ステップ 4)」に関して、作業対象となる栄養素リストの中に例えば糖類などが入っているかについて質問がありました。これに対し、「食事、運動と健康に関する WHO 戦略」において取り上げられている栄養成分の一つとして糖類があり、これらについては、今後検討される見込みであるが、今次会合の資料では、定義や NRVs 設定のための基本方針等について検討予定とされている旨説明しました。
- ・議題 8 の「乳幼児用の精製穀物加工食品の規格基準 (CODEX STAN 74-1981) に低体重児用の精製穀物加工食品に関する新規 Part B を挿入することに関する討議文書」について、ここでいう「低体重児」というのは出生時に低体重であった乳児を指すのか、それとも出生後の成長の遅延で結果的に低体重になった乳幼児のことを言うのかとの質問がありました。これに対し、会議資料においては、「生後 6 ヶ月以上の低体重乳児及び幼児」を対象とすると書かれていること、また、母親の低栄養の状態は世代を超えてその子どもへのリスクとなって現れる、つまり、低栄養の母親は低出生体重児を出産するリスクが高いことが示されている旨説明しました。

(5) 第 17 回アジア地域調整部会 (CCASIA)

- ・議題 2 の「コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項」の中の①「プライベートスタンダードの影響インパクト」に関する日本政府の対応方針について質問があり、コーデックス基準の策定を進めることでプライベートスタンダードの台頭の問題への解決に繋げていく旨回答しました。また、プライベートスタンダードの存在は否定されるべきではなく、コーデックス規格が対応していない部分をプライベートスタン

ダードが補うという棲み分けができており、全体として食品の安全性が高まる点に鑑み、バランスの良い発言をすべきではないかとの意見がありました。一方、コーデックス基準は先進国では最低限の要件として取り扱われ、プライベートスタンダードがそれに上乘せする基準となっている場合があるため、実際は棲み分けが難しい状況になっており、まずは本件に関する問題点の所在を整理する必要があるとの意見も出されました。

- ・議題 2 の②「プロセスチーズの規格原案」について、実際に流通しているプロセスチーズは、欧州と日本でかなり違った規格になっているので、日本のプロセスチーズの存在を認知するためにアジア地域規格を議論していく価値があるのではないかとこの質問に対し、地域規格の必要性を精査すべきであること、また、地域規格の乱立は避けるのが適当である旨回答しました。これに関連し、地域規格の位置づけは、コーデックス規格(世界規格)と異なり、WTO の SPS 協定上の国際基準とはならず、各国は適用の義務を負わないことを確認する意見がありました。
- ・議題 2 の③「物理的作業部会への対応に関する選択肢」に関して、参加人数を制限すべきでないとの政府の方針を支持する旨発言がありました。一方、限られた資源(資金)の有効利用の点から同じ国からの出席人数を絞る必要もあるとの意見が出されたのに対し、我が国の懸念は、特定の地域からの参加国数を制限する提案がされている点である旨回答しました。
- ・議題 2 の④「規格化された食品の一般名称の他の食品への使用」に関して、「特に栄養を強化するために」とあるのは、どういう意味なのかとの質問がありました。これに対し、食品表示部会(CCFL)において「食品の一般名称の修正」(注:食品の主要成分を変えた結果、コーデックス個別食品規格等にある一般食品の定義にあわない食品についてその一般食品名を一部修正して使用すること)が議論されており、その中で、栄養強調表示を達成するために食品の構成要素の改変がなされる場合について取り上げられていること、そして、この事項について、個別食品部会や地域調整部会の助言が求められている旨説明しました。
- ・議題 4(a)の「非発酵大豆製品の規格原案」について、具体的に対象とすべき製品について質問がなされ、他国の意見も聴きつつアジア地域に重要かつ規格化しやすい製品を特定していきたい旨回答しました。また、中国は提案当初から全く態度が変わらず、他国の意見を反映しない上、中国の現地語を分類に用いるなど用語上の問題等もあり、安易に手を結ぶべきでない旨意見がありました。
- ・議題 4(b)の「チリソースの地域規格原案」に関して、対象となるチリソースの定義について質問されたのに対し、(チリソースは地域によって多様性があるが)この議論を通じて適切にチリソースの定義が定まることになる旨回答しました。チリソースの流通実態を踏まえれば、地域規格ではなく世界規格とすべきではないのかとの質問に対し、地域規格も総会の承認が必要であり、その過程で世界規格とすべきとの意見があれば、そういう方向で議論され得る旨回答しました。

(6) 第 42 回食品衛生部会(CCFH)

- ・議題 1 の「鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案」に示されている措置に沿ってコントロールポイントを定めることが求められるのかとの質問に対し、原案に示される各措置は事例としてあげられているものであり、各国は、その事例を参考にしつつ、状況に応じて科学的に適切な管理措置を具体的にとっていくことになる旨説明しました。
- ・議題 4 の「食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改定原案(ステップ 4)」の検討の説明の資料に、新たな概念として食品安全目標(FSO)、達成目標(PO)、達成基準(PC)を設定することを可能としたとあるが、これらの概念は米国など一部の食品安全の先進国ではすでに取り入れられている状況にある。また、これらはとても難しい概念であるため、これらの概念の正しい理解を深めるため、定義などについて説明した資料の提供や説明をしていただきたいとの要請がありました。また、これに関連し、これらの概念を適用する際、科学的根拠に基づく検査法(検査頻度、検体数等)だけでなく、企業への経済的な負荷、検査費用の食品価格への転嫁についても分析する必要がある点を含めて、また、説明を行う際には、上記についてバランス良く説明していただく必要がある旨指摘されました。

－ お問い合わせ先 －

厚生労働省 食品安全部 企画情報課 国際食品室  
国際食品室長 日下 英司  
担当:井関(電話:03-5253-1111 内線:2408)

農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課  
調査官 山田 英也  
担当:近藤、湯地(電話:03-3502-8111 内線4471)  
(直)03-3502-8732)